



令和3年度学校だより6月号

# 東の風光る

歴史と文教の城下町 たかなへ

## 高鍋町立高鍋東中学校

Municipal Takanahe East Junior High School

自立の精神に燃え、広く敬愛する心を持ち、たくましい創造力を発揮する生徒の育成



### 麦秋至る

麦が熟して、収穫するころ。実りの季節を、麦の秋と呼びました。夏服への衣替えの時期でもあります。高鍋東中生には、ワンステップさらに成長し、楽しく活気のある学校生活を過ごしてほしいものです。



### NEW GENERATION

5月21日午後に今年度の生徒総会が行われました。自分たちの学校生活の向上を目指した生徒の手による自治活動が生徒会の意義です。選挙で選ばれた役員やその他の執行部だけの問題ではなく、全生徒が関わることで生徒会活動の意義は大きく変わります。生徒総会前には、各学級でしっかりした協議が行われてきました。当日も後半では活発な意見が出されました。話し合いによる問題解決や新たな提案や承認等の段階をしっかり経験することによって、民主主義の基本を学ぶのです。

「NEW GENERATION」と令和3年度の生徒会スローガンが決まりました。「正姿黙想」、「無言清掃」、「目立て」という3つの伝統活動をしっかり受け継ぐだけでなく、新しいことに挑戦し、さらに上を目指して変化していく決意です。

素晴らしいスローガンのもと、これからの学校生活が楽しみです。さらに進化した高鍋東中をみんなで創っていきましょう。



### 読み聞かせボランティア「夢book」

4月は1年生、5月は2年生に「夢book」の皆さんに読み聞かせをしていただきました。短い時間ですが、生徒たちは真剣な語りの中に夢中になっていました。とても素晴らしい体験だと思います。本町は多くの人財がおられます。これらの方々に感謝するとともに今後とも連携を深めていければと思います。



### 自転車盗難防止モデル校

5月12日に高鍋警察署から、本年度の「自転車盗難防止モデル校」としての委嘱を受けました。

当初は、全校集会の場で交付式を行う予定でしたが、コロナ禍ということで、全校生徒を代表して、全校生活委員長と副委員長が交付を受けました。

これから、防犯意識や規範意識を高め、自転車にはカギをかけ、犯罪の減少につながるような活動を考え、自主的な活動につなげていきたいと思います。

### 柳緑花紅 (やなぎはみどり はなはくれない) 文献から

春の景色をいったもので、柳は緑の葉を風に揺らせ、花は紅色に咲いている。何の変哲もない当たり前の風景ですが、柳も花も、自分自身になりきって全力で生きている。柳はもう少し色味がほしいということもなく、花にも柳のようにしなやかに風に揺れてみたいという様子もない。どちらも比較の埒外(らちがい)にいて、あるがままの自分の命をその場で精一杯に展開している。それが道理である。この道理に背いた平等などありえない。

それぞれが皆、自らのおかれた中で誰しもが精一杯に生きることのできる社会、誰しもが輝くことができる社会こそが平等な社会である。子どもたちは一人一人皆違う。それぞれ異なった子どもたちに教育という共通性を与えることが平等であり、その中で子どもたちが自らの個性に気づく機会を与えていくこと。その個性を伸ばしていく機会を作りあげていくことが、本来、教育の目指していくところである。

しかし、ともすると子どもたちは、他人と比較をし、自らの劣っているところばかりに目がいき、秀でたところに気がつかなくなったりする。その時に、それぞれの子どもの優れた点に気づかせ、それを伸ばしてあげる手助けをしていくのが教師の役割である。将来進むべき道を示唆してあげることが何よりも大事である。他と比較するのではなく、自らの命があるがままに、それぞれの場に展開して輝かせていくということです。



### ネットトラブル (インターネットトラブル)

4月号、5月号でも取り上げたSNS関係です。本校でもSNSでのネットトラブルが気になるところです。6月の参観日の内容は、SNS利用を中心に実施する予定です。ここで少しばかり予習をしておきたいと思います。

ネットトラブルとは、①スマホを長時間使用することによる健康への影響②メッセージアプリでの悪口・仲間はずれ③悪ふざけなどの不適切な投稿が拡散される④投稿から個人が特定されたことに寄る被害⑤自画撮り写真の交換に端を発した脅迫等多くの事例があります。

ネットトラブルを回避するためには、①「賢く活用する知識・知恵」②「ルールを守って使える健全な心」③「安全に利用するための危機管理意識」を学び、育むことがとても大切です。

生徒にSNSを持たせ利用させるのは保護者の責任です。必ず各家庭で約束事をするなど指導をよろしくお願いします。

保護者の責務(「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」)

「保護者は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通していることを認識し、自らの教育方針及び青少年の発達段階に応じ、その保護する青少年について、インターネットの利用状況を適切に把握するとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用その他の方法によりインターネットの利用を適切に管理し、及びその習得の促進に努めるものとする。」

【後記】5月は生徒たちも新しい環境に慣れ、授業はもちろん係活動や部活動に積極的に取り組む姿を多く目にすることができました。とても嬉しく思います！(校長)